

第9次田辺市交通安全対策会議委員・特別委員

1 委員（条例第3条第3項）・委員定数（第3条第4項）20名
特別委員（第5条）1名

(1) 第1号委員（国の関係地方行政機関の職員から市長が委嘱する者）3名
近畿地方整備局紀南河川国道事務所長
近畿地方整備局紀南河川国道事務所田辺国道維持出張所長
田辺労働基準監督署長

(2) 第2号委員（和歌山県の職員のうちから市長が委嘱する者）4名
和歌山県西牟婁振興局長
和歌山県西牟婁振興局建設部長
和歌山県西牟婁振興局健康福祉部長
和歌山県教育庁西牟婁教育支援事務所長

(3) 第3号委員（和歌山県の警察官のうちから市長が委嘱する者）1名
和歌山県田辺警察署長

(4) 第4号委員（市職員のうちから市長が指名する者）7名
田辺市副市長
企画部長
総務部長
保健福祉部長
産業部長
建設部長
教育次長

(5) 第5号委員（教育委員会の教育長）1名
田辺市教育長

(6) 第6号委員（消防本部の長）1名
田辺市消防長

2 特別委員（条例第5条）1名
JR西日本紀伊田辺駅長

委員及び特別委員は非常勤。特別委員は必要ある場合に委嘱。